**「戸塚区寄り添い型生活支援事業業務委託（２か所目）」受託候補者特定に係る実施要領**

（趣旨）

第１条　この要領は、戸塚区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第８条の規定に基づき、「戸塚区寄り添い型生活支援事業業務委託（２か所目）」について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

（提案資格）

第２条　受託候補者は、次の各号すべてに該当する法人であることを要する。

1. 参加意向申出書提出の時点で横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されており、営業種目に「333福祉サービス」又は「350その他の委託等」の登録があること。ただし、登載されていない場合でも、参加意向申出書を提出した時点で申し込み中であり、委託契約を締結するまでの間に登録が見込まれることを条件として、提出できるものとする。
2. 主たる事業所が横浜市内にあること。
3. 児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があること。
4. 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(5)　地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。

(6)　最近1年間の市税を滞納していないこと。

(7)　会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中でないこと。

(8)　暴力団または暴力団経営支配法人等でないこと。

(9)　２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又はこれを受けた場合において必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。

(10)　代表者若しくは役員が、以下の項目に該当しないこと。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者

(11)　その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。

（参加表明手続）

第３条　参加を申請する者は、参加意向申出書を提出すること。

 （参加資格の確認と提出要請書の送付）

第４条　前条の参加意向申出書を提出した者に、参加資格確認結果を通知する。参加資格を確認した者には、提出要請書を送付し、提案書の提出を要請する。

（参加資格確認の通知）

第５条　前条により参加資格がない旨の通知を受けた応募者は、書面により理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、横浜市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日（以下、「市役所閉庁日」という。）を除く５日後の午後５時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

２　前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（提案書の内容）

第６条　提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

(1) 提案者の概要・事業実績

(2)　業務実施方針

(3)　業務実施内容と実施手法

(4)　業務実施体制

(5)　業務管理運営体制

(6)　収支予算

(7)　その他、業務の実施に必要な事項

（評価）

第７条　プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　提案者の事業実績

(2)　業務実施方針の妥当性・実現性等

(3)　業務実施内容と実施手法の妥当性・実現性等

(4)　業務実施体制の妥当性・実現性等

(5)　業務管理運営体制の妥当性・実現性等

(6)　収支予算の妥当性等

２　評価委員会は、プロポーザルの評価にあたって、提案書に基づくヒアリングを行うものとする。

３　評価委員は、提案書の内容及びヒアリング結果を踏まえ、評価基準に基づき採点を行う。評価委員会は、評価委員の採点の合計点（以下、「合計点」という。）により提案者の中から一位の者を決定する。

４　合計点が同点の提案者が存在する場合は、評価委員会は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。評価委員の投票の票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。

５　評価委員会は、提案者が１者の場合でも、評価委員の採点による評価を行う。

６　合計点が上限配点の 60％に満たない提案者を一位の者と決定することはできないものとする。

７　評価委員会に出席する委員の半数以上からＥ評価（特に劣っている）を受けた項目のある提案者を一位の者と決定することはできないものとする。

８　各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知するものとする。

（評価結果の通知）

第８条　前条により一位の者と決定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面によりこの理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日後の午後５時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

２　前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（評価委員会）

第９条　評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1)　評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(2)　ヒアリング

(3)　提案書の評価

(4)　評価の集計及び報告

２　評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。

委員長 戸塚区総務課長

副委員長 戸塚区福祉保健課長

委員 戸塚区生活支援課長

委員 戸塚区こども家庭支援課長

委員 戸塚区学校連携・こども担当課長

３　委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

４　評価委員会は、委員の５分の４の出席がなければ開くことができない。

５　委員がヒアリングを欠席する場合は、事前に提出された提案書の内容に基づき、判定及び採点を行うことができる。

６　委員が評価委員会を欠席する場合は、事前に判定及び採点を行い、封入・封かんした採点シートを委員長に提出したことをもって出席とみなすことができる。

７　委員長は、評価結果を戸塚区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

８　委員会の総務は、戸塚区こども家庭支援課が行う。

（評価結果の審査）

第10条　選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

1. 評価委員の採点が適正に行われたこと。
2. 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3)　評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4)　特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5)　その他必要な事項

２　選定委員会は、前項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価委員会が一位として決定したものを受託候補者として特定する。

（選定の効力）

第11条　横浜市委託に関するプロポ―ザル実施取扱要綱第17条により受託候補者として特定した者（以下、「特定者」という。）の選定の効力は、特定者が業務を開始した年度から起算して５か年度とする。

２　区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が業務の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

３　前項のほか、特定者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続きへの参加資格及び運営者選定の効力を取り消す。

　（その他）

第12条　この要領の運用において必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、令和３年９月24日から施行する。